

外務省の知的財産戦略に関連する主要施策

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）

- 昨年6月より条文案の交渉を開始。現時点までに4回の会合を実施。早期実現に向けた取組を加速。

多国間の取組

- WTO・TRIPS理事会やWIPOについては、知的財産権保護についての議論等をリード。
- G8については、知的財産専門家グループ会合で知的財産に関する議論をリード。
- APECについては、模倣品・海賊版対策イニシアティブを日米韓で共同提案し、6つのモデル・ガイドラインを策定、実施。

諸外国との連携強化

- 経済連携協定（EPA）で知財関連規定を設け協力を促進
- 米国、EU等と協調してアジア等における模倣品・海賊版対策を促進するための取組を実施。
- 中国とは、日中経済パートナーシップ協議において知財権執行強化の方策を協議。

在外公館の機能強化

- 1月にシンガポール、2月に中国にて在外公館の知的財産担当官を集めた会議を開催。今後も知的財産担当官の能力向上のための取組を行い、在外公館の現地民間企業への支援体制を強化。
- 在外公館等を活用し、世界的に注目を集めている日本ブランドの発信、ソフトパワーの発揮を支援。
- 「Washoku -Try Japan's Good Food」事業等を通じた日本食・日本食材等の普及活動を実施。

文化交流における施策

- 国際漫画賞、アニメ文化大使、ポップカルチャー発信使など、ポップカルチャーを文化外交ツールとして活用しつつ、日本ブランドを世界に発信。
- 在外公館文化事業において、日本ブランドを活用した文化交流イベントを実施。
- 今後も他省庁のイベント等に連動して文化交流イベントを開催するなど、分野横断的なイベントの開催に協力。